

江表西教之事

一因州八東郡鍛冶屋村さよと申者兼而

立願御座候二付此度四国辺路二罷出

申候尤御法度之切死丹悲田宗

不受不施転候者之類族二而茂無御座候

代々禅宗同郡岩淵村長源寺旦那二而

紛無御座候国々御関所無相違御通

可被遣候一宿之儀茂御申付可被遣候若

何国二而茂相煩病死仕候共其御所へ御取捨

可被遣候此方江不及御付届々後日為

証拠之捨往來手形仍如件

因州八東郡徳丸村宗旨庄屋

中村平左衛門

寛政二年戊三月 日

御国々御番所

御役人衆中様

往來手形のこと

一因州八東郡鍛冶屋村さよと申す者、兼ねて

立願ごさ候につき、このたび四国遍路にまかり出で

申し候。もつとも御法度の切死丹、悲田宗、

不受不施、転び候者の類族にてもごさなく候。

代々禅宗同郡岩淵村長源寺旦那にて

紛れごさなく候。国々御関所相違なくお通し

遣わさるべく候。一宿の儀もお申し付け遣わさるべく候。もし

何国にてもあい煩い病死仕り候とも、その御所へお取り捨て

遣わさるべく候。この方へお付け届けに及ばず。後日

証拠のため捨て往來手形よつて件のごとし。

因州八東郡徳丸村宗旨庄屋

中村平左衛門 印

(「解説八東町の古文書」より)

一因州八東郡鍛冶屋村さよと申者兼而

立願御座候二付此度四国辺路二罷出

申候尤御法度之切死丹悲田宗

不受不施転候者之類族二而茂無御座候

代々禅宗同郡岩淵村長源寺旦那二而

紛無御座候国々御関所無相違御通

可被遣候一宿之儀茂御申付可被遣候若

何国二而茂相煩病死仕候共其御所へ御取捨

可被遣候此方江不及御付届々後日為

証拠之捨往來手形仍如件

因州八東郡徳丸村宗旨庄屋

中村平左衛門

寛政二年戊三月 日

御国々御番所

御役人衆中様

往來手形のこと

一因州八東郡鍛冶屋村さよと申す者、兼ねて

立願ごさ候につき、このたび四国遍路にまかり出で

申し候。もつとも御法度の切死丹、悲田宗、

不受不施、転び候者の類族にてもごさなく候。

代々禅宗同郡岩淵村長源寺旦那にて

紛れごさなく候。国々御関所相違なくお通し

遣わさるべく候。一宿の儀もお申し付け遣わさるべく候。もし

何国にてもあい煩い病死仕り候とも、その御所へお取り捨て

遣わさるべく候。この方へお付け届けに及ばず。後日

証拠のため捨て往來手形よつて件のごとし。

因州八東郡徳丸村宗旨庄屋

中村平左衛門 印

(「解説八東町の古文書」より)

一因州八東郡鍛冶屋村さよと申す者、兼ねて立願御座候二付此度四国辺路二罷出申候尤御法度之切死丹悲田宗不受不施転候者之類族二而茂無御座候代々禅宗同郡岩淵村長源寺旦那にて紛れごさなく候。国々御関所無相違御通し遣わさるべく候。一宿の儀もお申し付け遣わさるべく候。もし何国にてもあい煩い病死仕り候とも、その御所へお取り捨て遣わさるべく候。この方へお付け届けに及ばず。後日証拠のため捨て往來手形よつて件のごとし。

寛政二年

御役人衆中様

中村平左衛門 印

只喜家河新向家園
 還隔幾峯窈一輪明月
 自東上慈照 六松城禮
 末 甲子中秋 五

佐善元立漢詩

梅少一花紅
 不知何處
 年年好

河田景興三行書

遊時家物
 遊水清

池田定常一行書

源定集書
 中 也

池田道興書